

令和7年宇治田原町総務建設常任委員会

令和7年9月10日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第38号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第39号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第44号 宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定について

議案第41号 町道路線の認定及び廃止について

議案第42号 町道路線の認定について

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

- ・令和7年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について
- ・新名神高速道路建設事業の進捗について

○産業観光課所管

- ・大阪・関西万博出展事業実施結果について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	2番	光島善正	委員
副委員長	6番	今西利行	委員
	1番	谷口茂弘	委員
	3番	堀口宏隆	委員
	10番	藤本英樹	委員
	12番	原田周一	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
総 務 課 課 長 補 佐	飯 田 謙 吾 君
総 務 課 課 長 補 佐	西 谷 久 弥 君
総 務 課 課 長 補 佐	松 原 慎 也 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
企画財政課課長補佐	岡 本 博 和 君
企画財政課課長補佐	角 田 友 和 君
企画財政課課長補佐	明 尾 洋 平 君
税 住 民 課 長	奥 西 正 浩 君
建 設 環 境 課 長	中 村 浩 二 君
建設環境課課長補佐	田 中 寿 生 君
まちづくり推進課長	植 村 和 仁 君
まちづくり推進課 課 長 補 佐	山 崎 浩 典 君
産 業 観 光 課 長	谷 出 智 君
産業観光課課長補佐	檜 木 忍 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
上下水道課課長補佐	石 田 隆 義 君
上下水道課課長補佐	衣 川 信 哉 君
会計管理者兼会計課長	岡 崎 貴 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
専 門 官	長 谷 川 み ど り 君

開 会 午前10時00分

○委員長（光島善正） 皆さん、おはようございます。

本日は総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

着座によって進めさせていただきます。

本委員会は、9月2日の開会日に上程され、付託されました議案第38号及び議案第39号、議案第41号及び議案第42号並びに議案第44号の5議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認お願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、9月定例会におきます総務建設常任委員会開催をいただきまして、誠にありがとうございます。そして、昨日におきましては、予算特別委員会におきまして付託をいただきました2議案とも可決すべきものと決していただきまして、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

そして、今日、当委員長でございます光島委員長はじめ委員の皆様には、いろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日、所管事項の中にもございますし、先般の一般質問におきまして、藤本委員からもいただいております宇治田原山手線についてでございます。8月21日に答弁でもあったかと思うんですが、京都府の都市計画審議会におきまして、都市計画の変更というところの答申をいただいております。本当に半歩一歩というところで進めていただいているというふうに感謝をしております。

そして、その関連ではないんですが、同じく、そのタイミングで、流域下水のお話も広域に関わることでございますので、同様に流域下水に宇治田原町が入った状態の都市

計画の変更というところで答申をいただいております。また後ほど所管事項報告のほうで担当のほうからご報告はさせていただくと思いますが、お願いいたします。

話戻しまして、山手線に関しましては、先般の新聞記事を見て、一般質問におきまして、非常に私のほうにも反響がございました。私自身、非常に心強かったのは、やはりこの町の住民のことを自分事だと捉えて活動いただいている議員さんをはじめ、方がいるということが、この町の未来だなというふうにも思いました。

一方で、先般あった山手線の住民会議、その中におきましても、とある区長さんのご発言で、誰が町長であっても宇治田原住民の思いというものを伝えていくための会議であるというようなご発言をされた区長さんがいたというふうに向っております。本当にありがたいですし、そういった思いを私自身応えられるように、非常に拙いパイプではございますが、労苦をいとわず、これまでも要望活動等を行っておりますが、より結実するような形になるように汗をかいてまいりたいと思っておりますので、特に政治に関しましては皆様方のほうが先輩でございますし、ぜひご指導・ご鞭撻を賜りますよう改めましてお願いを申し上げます。

そして、本日につきましては、話を戻しますが、付託議案が審査5件と所管事項報告となっております。ご審査を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（光島善正） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正） 日程第1、付託議案審査について。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第38号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議案第38号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

手持ちの議案第38号の資料をご覧くださいと存じます。

まず、1の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、国政選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げが行われたことから、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額についても国政選挙に準じて同様の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容につきましては、1つ目が選挙運動用ビラの作成でございますが、現行単価1枚7円73銭を8円38銭に改正するものでございます。そちらに参考として公費負担額上限額を記載させていただいておりますが、町議会議員選挙の場合、8円38銭掛ける1,600枚で1万3,408円、引上額にして1,040円となるものでございます。

2つ目が選挙運動用ポスターの作成でございますが、現行単価1枚541円31銭を586円88銭に改正するものでございます。こちらも参考として公費負担額上限を記載しておりますが、現状のポスター掲示場数76か所の場合ですと、36万924円となりまして、引上額が3,496円となるものでございます。

3つ目、最後になりますが、施行期日等につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第38号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第38号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第39号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 議案第39号の宇治田原町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほうを申し上げます。

また議案第39号の資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1、趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴いまして、部分休業の取得パターンの多様化、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正内容でございます。

1つ目が、部分休業の取得パターンの多様化といたしまして、国と同様に勤務時間の始め、または終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止し、育児休業法の改正により新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とする等の改正を行うものでございます。

図にございますように、現行では勤務時間の始め、または終わりに限り、1日につき2時間の範囲内で取得が可能でございましたが、改正後は、取得パターン1として、ちょっと極端な例をお示しをしておりますが、勤務時間の始め、または終わりに限らずに、1日につき2時間の範囲で取得が可能となるものでございます。また、パターンの2は、1日単位で取得することも可能で、請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするものでございます。

(2)のほうは、こちらが職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に当たりますが、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置といたしまして、国と同様に、

妊娠または出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、精度の利用に係る意向確認等の措置を行うことを規定するものでございます。

最後に、3、施行期日につきましては、令和7年10月1日から施行するものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 大変いい制度の変更だと私は思います。

今ありました2番目の両立支援制度についてのいろいろ相談あると思うんですけども、特に改正1に関わっての相談なのか、また、それ以外の相談もいろいろあるんでしょうか。もう少し分かれば教えてください。

○委員長（光島善正） 村山理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 子を出産した、また、妊娠した、小さい子どもがいるという職員につきましては、総務課、庶務の係ですが、そちらのほうに常に相談等ございますし、こういった取得を取るのが一番有利であるか、有効であるかというふうな相談も多々ございますので、その都度、その職員に合った形のアドバイスをしているというふうな状況でございます。

○委員長（光島善正） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですから、質疑をこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第39号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第39号、宇治田原町職員の育児休業等に関

する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画の策定について、ご説明を申し上げます。

まず初めに、辺地とはというところから簡単にご説明をさせていただきたく思います。

こちら、法律で交通条件や自然的、また、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域と定義をされまして、住民の数、その他について政令で定める要件に該当する場合、辺地総合整備計画を定めることによって辺地対策事業債が充当できるなど、財政上の支援が行われるものでございます。

この辺地債の財源措置といたしましては、充当率100%というところと、あと、後年度の元利償還金の80%に相当する額が基準財政需要額に算入されますことから、理論的には80%相当の補助金をいただくということに等しいと考えられます。非常に有利な地方債となっているものでございます。

かつては高尾地区もこの辺地債の借入れを行ってございましたけれども、50人以上とされる辺地要件を満たさなくなったことからこの起債の対象から外れまして、現状は奥山田地区のみが対象地区として該当するものでございます。

ここで、議案書の2ページをご覧くださいませでしょうか。

奥山田地区に係る辺地総合整備計画につきましては、さきに触れました辺地債を借入れる前提として策定が必要となるもので、新たに令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする整備計画を定めまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ここで、44号の資料、横表、こちらのほうをご参照いただきたいと思います。

こちら令和7年度から令和11年度の5か年で取り組む整備事業計画の内訳表となっております。全部で8つの事業のうち、上の1つ目から7つ目までは町道奥山田天神社線をはじめとする町道の舗装改良と、また、道路側溝改良に順次取り組むものでござい

まして、工事延長と施工面積については、それぞれ事業内容欄に記載のとおりでございます。事業費は、道路7事業、5か年の合計で3,000万円を計上しております。

一番下、8つ目ですけれども、下水処理施設に関しましては、町設置型浄化槽の整備でございます。毎年3期の想定をいたしまして、計画期間内5年間を通じて計上しております。各年度の事業費が524万1,000円でございます。

資料を1枚めくっていただきますと、奥山田辺地の位置図をつけさせていただいております。今、ご説明を申し上げました8つの事業と、ほかに辺地度点数の算定のために必要な小・中学校、また、役場等の位置をプロットしております。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 今、説明があつたんですが、下水処理施設については、これは一般財源が870万、先ほど充当率が100%、交付税措置率が80%というふうに言われましたが、これは下水処理施設については当たらないんですか。

○委員長（光島善正） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 議案書の2枚目をご覧くださいの分かりよいかと思えますけれども、下水といたしますか、公営企業に関しましては、この地方債、この辺地債の充当率というのは50%と定められております。財源内訳のところをご覧くださいますと、特定財源のところに1,748万、一般財源のところに872万5,000となっております。この一般財源のうちの850万というのが辺地債の借入れ予定額ということになっておりまして、特定財源のところに関しましては、こちら国庫が交付されますので、国庫がありますのと、その裏には下水道債を充てます。さらに、加入者の方の分担金というのも発生します。いわゆる受益者負担金です。そちらも含めまして特定財源、それ以外をこの今回の辺地債を充てて実施をさせていただくという内訳になっております。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） もう一つ、私には理解はできないんですが、結局、辺地債は交付税措置率は50%でいいんですか。じゃない。

○委員長（光島善正） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 交付税措置率はいずれも80%なんですけれども、充当率、事業に充てられるお金の割合というのが、一般会計とこの公営企業では、片一方は、前者は100%全部に充てられるということに対して、公営企業は半分しか当てられない、

その違いがございます。以上です。

○委員長（光島善正） 今西委員。

○委員（今西利行） 結構でございます。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですから、これで質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第44号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画の策定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 当局から何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時25分

○委員長（光島善正） 休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 議案第41号、町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） 議案第41号、町道路線の認定及び廃止について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、新名神高速道路の整備に伴いまして、郷之口地区内及び禪定寺地区内における既存町道の一旦廃止及び整備後の道路を含んでの再認定を行い、道路網の機能確保を図るものであり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案をさせていただくものでございます。

議案書及びA4横版航空写真に路線位置図を記載した参考資料を、併せてご覧いただきたく存じます。

なお、参考資料には、本議案に係る路線を赤字にて記載をしており、緑色にて記載している路線につきましては、道路区域の一部変更が生じますが、道路法第18条第1項の規定に基づき、告示行為により対応を図るものでございます。

議案書2ページ目、廃止する路線一覧表をご覧ください。

郷之口鷲峰山線、4の25号線、4の26号線の3路線を記載しております。

まず、郷之口鷲峰山線につきましては、参考資料の2枚目になりますが、郷之口地区内におきまして新名神高速道路の側道として整備される道路との位置関係及び府道宇治木屋線への接道に際しまして、車両等の通行の安全確保のため、道路法線の一部を変更することとしております。それに伴いまして、郷之口鷲峰山線の道路起点変更となるものから提案をさせていただくものでございます。

次に、4の25号線及び4の26号線につきましては、参考資料の1枚目となりますが、それぞれ5の2号線に接道する路線であったものでございますが、禪定寺地区内における新名神高速道路の整備により、通行ができなくなる区間を新たに整備される側道に付け替えをすることによりまして、道路網機能を確保するものであり、2路線とも道路終点が変更となります。

議案書の3ページ目には、町道の起終点の変更後、新たに再認定をお願いする各路線の一覧表となります。

続きまして、議案書の7ページ目、各路線の認定後の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の7ページ目でございます。

認定する路線の位置図、郷之口鷲峰山線でございますが、再認定後の郷之口鷲峰山線は、本町の郷之口末田113番の7地先から立川高橋18番地先までの延長1,958.86mと約10mの減少、幅員につきましては約2mから8.05mとなるところでございます。

次に、議案書おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

再認定後の4の25号線につきましては、岩山口浄土6番2先から禅定寺奥城土49番5地先まで1,674.56mと、新たに整備される側道部分を加え、約330mの増加、幅員につきましては1.95mから7mとなるところでございます。

次に、議案書の9ページ目、再認定後の4の26号線につきましては、岩山小釜28番の6先から禅定寺口城土18番の10地先までの817.03mと4の25号線へと接続する区間を加えまして約95mの増加、幅員につきましては0.7mから4mとなるところでございます。

認定する路線の起終点記載につきましては、今回、再認定をお願いするものでありますことから、現在の認定に対してのルールに基づきまして起終点の地番表示も変更しておりますが、路線のルート変更を行う箇所は、先ほど申し上げました箇所のみとなっております。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

今西委員。

○委員（今西利行） 4の26号線の小釜地区なんですが、前に小釜の開発に当たって問題になったと思うんですが、実際、町道が通っているにもかかわらず開発が進められて、今の状態になっているんですが、今、認定問題になっているんですけれども、町道確定した後、どうせ、当然、道を造られると思うんですけれども、そのあたりどのような対応をされるのかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） ご指摘いただいております岩山小釜地内の一部、開発等を視野に入れた行為が行われまして、町も指摘を行ってございました。その箇所の現状については私ども把握をしておるところでございます。

該当している箇所につきましては、里道として存在していたものを町道として認定し、現在に至っているものということを把握しておるところでございます。

一方、町道認定をしていることで、認定部分におけます試験行為につきましては、道路法により行使できないと規定されておりますことから、当該地における開発申請等の

今後の動きに合わせまして、原状回復などを含めた適切な指導を行ってまいりまして、道路の維持、もしくは回復に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（今西利行） よろしく願いいたします。

○委員長（光島善正） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第41号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第41号、町道路線の認定及び廃止については原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正） 次に、議案第42号、町道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） 議案の説明に先立ちまして、本議案書の2枚目、認定する路線一覧表に記載をさせていただきました5の22号線の延長距離の数値につきまして、誤った表記がありまして訂正をお願いしましたことに、改めておわびを申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。

今後は、十分に注意しながら事務執行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第42号、町道路線の認定について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、新名神高速道路の整備に伴いまして、郷之口地区内及び禅定寺地区内において新たに整備される側道部分を道路法第8条第2項の規定により、新規に町道として認定をするため議決をいただくため、提案をさせていただくものでござい

ます。

なお、本議案にて提案させていただく路線につきましては、参考資料中、黄色にて記載をさせていただいておるところでございます。

議案書の2枚目をご覧いただきたいと存じます。

認定する路線一覧表となっておりまして、2の40号線ほか2路線の合計3路線の認定をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、議案書の3枚目をご覧いただきたいと存じます。

まず、町道2の40号線は、郷之口地区内における新名神高速道路の整備に伴いまして、側道として新たに整備される道路を町道として認定するものでございます。郷之口末田の156番3地先から郷之口末田82番地1地先までの延長208.45mで、幅員については4mとなります。この道路の認定によりまして、蛭橋地点と府道宇治木屋線との区間におきまして2方面の通行が可能となり、現在の郷之口高尾線の狭隘部分を通行する車両等の分散が想定をされるところでございます。

次に、おめくりいただきまして、議案書4枚目をご覧ください。

5の22号線でございますが、5の22号線は、禅定寺地区内における新名神高速道路の整備に伴いまして、側道として新たに整備される道路を認定するものでございます。禅定寺砂川61番3地先から禅定寺松尾の36番2地先までの延長600.64mで、幅員につきましては4mとなります。この認定によりまして、禅定寺通学路線から高速道路に沿う形でこの2号線に接道することとなり、東西方向の道路が新たに整備されることとなります。

次に、おめくりいただきまして、議案書の5枚目でございます。

5の23号線は、5の22号線と同様の理由によりまして、新たに町道として認定をお願いするものでございます。禅定寺口城土7番3地先から禅定寺小坂本5番5地先までの延長397.16mで、幅員は4mから10mとなります。幅員10mの部分につきましては、当該道路が行き止まりとなることから、車両等の回転所を設けることにより、10mと大きなものとなるところでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（光島善正） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） それでは、お聞きしたいと思います。

まず、5の23号線は、今でも現場を確認することができますので、幅員も広がって直

線の見通しのいい道路になることは想像つくんですけども、5の22号線のほうは、禅定寺の共同墓地から続く、軽トラが1台走行できるかどうか分からないぐらいの狭い農道で、実際、私も走行したことないんですけども、それが5の2号線に接続されるとい形になるんですか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 新たに認定をお願いしております5の22号線につきましては、参考資料中、緑線で表示されております5の2号線と接道されることとなります。整備後には新名神高速道路に沿って東西方向、西側から禅定寺通学路線、5の22号線、それから、5の2号線、そして、禅定寺奥山田線としてつながる道路が整備されるということになっております。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） そうしたら、5の22号線の終点から禅定寺の共同墓地までの間の道路整備計画、もしくは、5の22号線と5の23号線を接続されるような計画というのはあるんですか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 5の22号線と5の23号線、この新たに認定をお願いしております2路線につきましては、既存の町道5の2号線及び禅定寺奥山田線、この2路線を介してつながることとなります。

なお、5の22号線の終点から禅定寺共同墓地を通る5の2号線につきましては、新名神高速道路の付け替え工事の対象となっております一部分につきましては、付け替え工事完了後に幅員が4mと拡幅されることとなりますが、それ以外の部分につきましては、現在のところ拡幅整備等の計画は有しておりません。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） もう一点、5の23号線ですけども、将来的に大津市側の山手線に接続される計画というのはありますか。

○委員長（光島善正） 中村課長。

○建設環境課長（中村浩二） 大津市側の宇治田原山手線との接道の予定は、現在のところ有しておりません。宇治田原山手線につきましては、禅定寺奥山田線を介して接道するというようになっております。

○委員長（光島善正） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 分かりました。

ちょっと、結局途切れ途切れになってしまいますけれども、道路はつながって価値が上がるというふうに考えますので、行き止まりや接続道が狭路な道路やったとすると、その価値は半減すると思います。通行料や諸事情があるとは思いますが、新名神の側道として整備できるようであれば、今後もしきたらよろしくお願ひしたいという要望にさせていただきます。以上です。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） ありがとうございます。まさしく藤本委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、今回の場合、あくまでも新名神工事によって、側道を造るというよりは、どちらかと言えば、例えば農地をお持ちの方々、それから、土地を所有される方々がそこまで行くアクセスを、これまでの、例えば禅定寺奥山田線であつたりとかという部分で道が分断されたとかという、その経過の中で、その方々のために道路を整備するというのも一つございます。

ですから、それぞれの道路がネットワークできるように持っていくというには、まだその次の先ぐらゐの考え方になりますので、まずは、それぞれのご協力をいただいた地権者の方々の土地のほうへのアクセス、それを最終的には宇治田原町で引き受けるというような理解をいただいて、町のほうで管理する。ですから、部分的には行き止まりのところもできてきますけれども、これでそれぞれの地権者の方々への今後の土地利用のほうも可能になるということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（光島善正） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、質疑はこれで終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 異議なしと認めます。

議案第42号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（光島善正） 挙手全員。よって議案第42号、町道路線の認定については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、9月26日の本会議において討論される方は、討論通告書を9月24日水曜日午後5時まで議長宛てに提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正） 日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まちづくり推進課所管の令和7年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について説明を求めます。山崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） それでは、令和7年度第2回宇治田原町都市計画審議会の開催結果について、ご説明申し上げます。

日時は、8月4日10時から10時35分に、役場101・102で開催し、審議会委員10名のうち8名の出席を得ております。

審議事項については4点となり、大きく分けて、都市計画道路（宇治田原工業団地線）に関するものと、都市計画下水道に関するものとなります。

4番、審議事項について、上から順にさせていただきます。

1つ目が、宇治田原工業団地線の変更案の法定縦覧の結果となり、縦覧につきましては、6月6日から6月20日まで行い、縦覧者ゼロ名、意見ゼロ名であり、説明後の審議会委員からの質問等はありませんでした。

2つ目は、宇治田原工業団地線について、先ほどの法定縦覧を受け、町から付議された変更案についての答申となり、過去の都市計画審議会で変更内容を随時説明させていただいていたことから、変更案についての質問等はなく、都市計画審議会のほうからは案どおり承認する旨、答申をいただきました。

3つ目につきましては、下水道の変更案の法定縦覧の結果となり、こちらのほうは6月13日から6月27日まで法定縦覧を行い、同じく、縦覧者ゼロ名、意見ゼロ名であり、説明後の審議会委員さんからの質問等はありませんでした。

4つ目は、3つ目で説明させていただきました下水道についての法定縦覧の結果を受け、町から付議された変更案についての答申となり、こちらにつきましても過去の都市計画審議会の変更内容等を説明させていただいていたことから、変更案についての質問等はなく、都市計画審議会のほうからは案どおり承認する旨、答申をいただきました。

また、関連する内容として、道路の変更、下水道の変更につきまして、京都府の都市計画審議会が8月21日に開催されまして、そちらのほうにつきましても全て承認されたことを報告させていただきます。以上、都市計画審議会の開催結果となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、新名神高速道路建設事業の進捗について説明を求めます。山崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） それでは、新名神高速道路の進捗状況のほうをご説明申し上げます。

こちらにつきましては、年2回、9月と3月に進捗状況を報告させていただいているものとなります。

資料の1枚目A4と2枚目A3を併せてご覧いただきたいと思います。

A3につきましては、ネクスコのほうから提供いただいている資料となり、青色が終了した工事、緑色が現在施工中のものとなり、町内の工事を取りまとめたものがA4のほうとなりますので、A4を基に説明のほうをさせていただきます。

前回させていただきました3月報告以降、新たな契約工事につきましては、一番下にあります禅定寺地区の中の宇治田原工事（大字禅定寺、緑苑坂）（その2）の1工事となっております。

それでは、全体の工事の施工状況について、今お伝えしましたA4の資料1枚目の上のほうから順次説明をさせていただきます。

まず1つ目、宇治田原インターチェンジにつきましては、現在、地盤改良工事や切土

工事に着手されております。

2つ目、宇治田原第二高架橋（大字郷之口地内）につきましては、4件とも現場は完了しており、うち1件、一番下のになるんですけれども、そちらのほうにつきましては残整理と書類作成を現在されております。

3つ目、宇治田原トンネル（大字郷之口・荒木・岩山地内）につきましては、1件が完了し、4件の工事が施工されており、上り線は100%、下り線は約98%の掘削が完了し、現在、インバート及び覆工を施工されております。

4つ目の宇治田原第一高架橋（大字岩山地内）につきましては、3件の工事全て完了しております。

最後、禅定寺地区につきましては1件が完了し、3件の工事が施工されており、切土工事の施工と壁高欄等の施工をされております。以上、新名神高速道路の整備進捗となります。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 進捗状況はよく分かりましたので、郷之口地区内とかトンネルについてもどんどん完了ということで、以前にも私は質問させていただいたんですが、完成後の処理、あるいは環境問題について、分かる範囲でお答え願えたらと思います。

1つは、蛭が丘裏山の整備ですが、もう一つは下を流れる水路の補修、それから、2点目は騒音と環境問題なんです。前にも質問しましたが、騒音の予測値に基づいて防音壁が設置されているんですが、実際完成後、車の量によっては基準値を超えることも考えられます。どのような対応を取られるのか、取っていただけるのかということで、分かる範囲でお願いします。特に出入口等もありますので、直下の住民の方は非常に心配されております。また、直下の住民の方からですが、仮に事故等が起きて落下物があった場合、命に関わることも考えられるのではないかとということで、そのあたり大丈夫なのか。

もう一点は、水枯れ問題、これは荒木地区のことで、今、検討はされていると思うんですが、地下水が枯れてきている、その問題と、もう一点は、最後、日照問題、米の収穫量が減少した場合の補償はあるのかというふうなことも聞いておりますので、そのあたり、答えられる範囲でお願いしたいんですが。

○委員長（光島善正） 垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文） たくさんやったんで、抜けていたらまた言ってください。

まず、裏山とおっしゃっていたのは、恐らく蛭が丘の横の山、当時、雨によって仮設道路がたしか崩れた。のり面も若干崩れていたという、その状況のことだと思われます。同時に、そこにあった水路の補修のことだと思います。

私も施工状況から細かいところまでの確認はしておりませんが、当然、おっしゃるようにそういった補修、それから、修繕、機能復旧というのは、ネクスコの工事の中で全てされるというふうに確認というか、我々は聞いておりますので、今後そのあたりについても、詳細のやり方とかいうのも含めて、また地元さんとの協議があるかと思えますけれども、そういうふうにご認識いただければと思います。

それから、騒音の話、防音壁のことはこれまでも地元の対策協の中でもご意見あったかと思えます。そういったことを踏まえまして、ネクスコのほうでも事前調査、それから、事後調査をする中で対応したいというふうなお答えやったと思えますので、それも今後も引き続きされることだと認識しております。

直下の住民の方のご心配というのは重々、我々も同じように思います。ただ、そういったことがないような、当然、交通安全モラル、それから、運転手の通行の問題もあろうことですが、そういったことも踏まえての安全策だというふうに考えておりますので、ご心配されるとは思いますが、ないであろうというふうに認識をしているところでございます。

あと、水枯れ、これについては、ちょっと時期は忘れましたが、しばらく前に荒木区のほうでもたしかご協議いただいたというふうに聞いております。その中では、ネクスコのほうから地元のほうへ補償するということで、地元の方々と一緒にご協議をされているというふうに聞いております。

あと、日照問題についてですけれども、ネクスコさんか高架橋はされるということで、当然、日当たりの具合は変わろうかと思えます。それはたしか事前に調査もされて、地元の農家の方々とも協議されているというふう認識しておりますけれども、今後もそういったことでの協議は続くかと思えますので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○委員（今西利行） よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございますでしょうか。谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 事業の進捗状況で、一番遅い期日になっているのが宇治田原インターチェンジの令和11年6月28日というのが、一番遅くまでかかる工事の予定になっているんですけれども、これは状況によっては早まること、遅まることというのはあるかな

と思うんですけれども、そのあたりの可能性というか、状況はどんな感じなのか、お教えいただけますか。

○委員長（光島善正） 山崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（山崎浩典） インターチェンジ付近につきましては、現在、ネクスコのところから報告等上がっているように、土質の改良工事とかをされていますので、その進捗状況によっては前後することはあると思うんですけれども、現在聞いているのは、12月に発表があって、4年からプラス1年遅れるという話があったかと思うんですけれども、あれを聞いているところが全てになりますので、今後またそういう情報等が入ってきましたら、逐次、委員さんのほうには伝えさせていただこうと思っている状態です。以上となります。

○委員長（光島善正） 谷口委員。

○委員（谷口茂弘） 完成時期というのは、町民にとっても多いな関心事でもありますし、進出企業にとっても関心事ではありますので、分かり次第、状況の説明をお願いいたします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにてまちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の大坂・関西万博出店事業実施結果について説明を求めます。

谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 大阪・関西万博の出店事業の実施結果について、ご報告させていただきます。

大阪・関西万博、関西パビリオン京都ゾーンにて、8月18日から24日の間、ウィークテーマ「お茶と、お茶でつながる時間」というところで、近隣市町とともに宇治田原茶及び観光のPRを行ったことにつきまして、ご報告させていただきます。

開催日時といたしましては、8月20日と21日が宇治田原町職員がまいりまして、呈茶を行った日時でございます。対応職員は、企画財政課から2人、当課から2人、計4人出ております。

実施内容につきましては、宇治田原町の煎茶宗円を、来場者に対し呈茶を行ったところです。温度を変えて2煎、味の違いを感じてもらいつつ、宇治田原茶を楽しんでいただいたところです。1回当たり12分ほどの時間設定で、呈茶とともに宇治田原町、直茶

発祥、永谷宗円、観光スポット、町インスタグラム、西ノ山イベントなどの話を来場者の方に行い、PRに努めたところです。

京都ゾーンの来場者は、20日のほうが2,897人、21日が2,539人となっております。本町の呈茶参加者は、1日16回、各回5人というところで、2日間で計160人となっております。

写真のほうは裏面のほうに載せさせていただきましたが、動画のほう見ていただくと、非常に当日の様子が分かりますので、ぜひ産業観光課のインスタグラム、ここにQRのほう載せておりますので、よろしくお願いします。登録といいねもお願いいたします。

次回イベントといたしましては、大阪・関西万博関連の次回イベント、宇治田原町お茶の未来EXPOというところで、10月4日土曜日午前10時から午後3時までさせていただくというところで、別途チラシをつけておりますが、また先ほどのインスタグラムで随時情報を更新していく予定でございます。

議員各位におかれましても、ぜひのぞいていただいたらありがたいところです。以上です。

○委員長（光島善正） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） ないようですので、これにて産業観光課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 有害鳥獣対策についてなんですが、3月の予算特別委員会でのほかの議員からの質問にもありました西谷前町長が選挙の公約の一つに掲げられていた町独自の捕獲奨励金の創設は、その一助になると思いますが、現在どのようなになっているのか。また、野猿の駆除についてどのような取組をされているのでしょうか。

○委員長（光島善正） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） ご質問にございました野猿に対する捕獲奨励金でございますが、こちらは町の有害鳥獣対策協議会のほうを経由しまして、実際の捕獲者に

緊急捕獲活動支援金ということで、イノシシ、鹿、猿について捕獲いただいた場合に支給しておるものでございます。

本年6月に有害鳥獣対策協議会の令和7年度事業計画及び予算について審議いただきましたところ、当局が提案いたしました猿の捕獲に関しまして、従前の成獣7,000円、幼獣1,000円、これを一律3万円に増額する提案をいたしましたところ、可決いただきまして、現在、そのように運用しておるところでございます。

そして、野猿の駆除について、今現在どのような取組というところでございますが、従前と変わらず、追い払い隊による追い払いに加えまして、また、個体調整のほうも視野に入れまして、現在、猿の捕獲用の大型捕獲おりがあるんですが、そちらのほうをちょっと、もっと野猿が寄りつくようなところに移設するのを視野に入れております。そして、現在、そのおりの適地を選定しておるといような状況でございます。以上です。

○委員長（光島善正） 堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 分かりました。今まで以上の取組をお願いします。

次に、ツキノワグマへの対応についてですが、熊の目撃や被害がいろいろと報道されています。木津川市では複数回、隣の和束町や井手町でもツキノワグマらしきものの情報があり、今月の木津川市加茂町では爪跡等があったとの報道があり、さらに、今日の新聞でも8日にまた目撃情報の報道がありました。

熊は力が強く、遭遇すれば命の危険性があることから、住民の皆様も非常に心配されています。現在のところ、本町内での出没はありませんが、近隣で続く目撃情報を聞く人ごとではありません。対応するには、まずは速やかな情報収集と情報発信が何よりも必要かと考えます。令和3年12月の和束町内での誤捕獲以降、和束町、甲賀市と連携を取られているように以前は聞いておりますが、最近では大津市でも目撃情報がありました。近隣市町や府県との連携は、現在どのようにされているのでしょうか。また、改正鳥獣保護管理法は9月1日に施行され、熊、イノシシが人の日常生活圏に侵入し、人の生命・身体への危害を及ぼす場合に、自治体の判断で発砲が許可される緊急銃猟について報道がありましたが、制度を説明していただけますでしょうか。

○委員長（光島善正） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） まず1点目の近隣市町や、また、府との連携というところなんですけど、今も、現在、木津川市において複数回、出没情報が寄せられておるんですが、こちらのほうは府内の、特に山城地域の情報につきましては、京都府の山城広域振興局から随時情報が寄せられておるところでございます。

そしてまた、お隣の滋賀県の大津市並びに甲賀市につきましては、担当課同士で、また出役の際にはこちらから連絡して、いついつどこでという詳しい状況を聞き取りしているというような状況です。

2点目の緊急銃猟でございます。

こちら、従前から住居集合地帯等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等につきましては、現に危険が生じていて急を要する場合に、警察官職務執行法に基づく警察による対応が取られてきたところでございます。

他方で、急を要しない場合、例えば熊が建物内に立て籠もっているといったような膠着状態にあるような場合においては、警察による対応が取れないという現状の中、そしてまた、全国的に熊の出没が頻発していることを鑑み、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、このたび、緊急銃猟制度が創設されたというような経緯と聞いております。

そして、この制度の対象となる危険鳥獣が、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシとなりまして、緊急銃猟を実施するに当たっては次の4つの要件がございまして、これを全て満たす必要がございます。

まず1点目、場所です。こちら危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入しているとき。そして、緊急性、人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応する必要があるとき。そして、方法です。銃以外の方法では、適確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲が困難なとき。最後に安全性です。住民や第三者に跳弾などの危害が及ばないとき。この4つの要件が全て満たされた場合に、町の判断において緊急銃猟を実施するものです。その際には、京都府、また、警察、猟友会等の関係機関と連携しまして、通行規制や避難指示及び各方面の情報提供を行うものでございます。

簡単でございますが、緊急銃猟制度の概要となります。以上です。

○委員長（光島善正） 堀口委員。

○委員（堀口宏隆） 分かりました。住民の皆様も大変に不安に感じておられるので、速やかな情報収集と情報発信に努めてください。以上です。

○委員長（光島善正） ほかにございますでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） 今に関連しまして、今、堀口委員からもあったんですけれども、特に昨今はツキノワグマの目撃情報が、先日、その日で言うところでもありました。それに伴い、今、説明があった銃の取扱いについて、環境省のほうで9月1日から実施ということなんですけれども、今、緊急性を要するということなんですけれども、いつ

出てくるか分らんというような状態の中で、そういった、発生した場合に即対応できるようなマニュアルみたいなものが整備されているのかどうか、そういったものがなければ、これから云々ということでは、即判断できないんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

○委員長（光島善正） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） ただいま委員からご質問いただきましたマニュアル的なものでございますが、本町におきましても、以前より熊の目撃情報が寄せられておる中で、平成29年に対応マニュアルを整備してございまして、こちら目撃レベルが3段階、そして、出没レベルで2段階のマニュアルを整備してございます。去年とかでも目撃情報等寄せられておったんですが、こちらのマニュアルに基づき対応しているところ です。以上です。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 私が今お聞きしたのは、この9月1日から実施された法律に基づいて、猟銃等も猟友会なんかをお願いして発砲する。今、4つほど条件おっしゃったんですね。そういったことにすぐに対応できるようなマニュアルというんですか。例えば、管理職が不在の場合であるとか、緊急性の場合やったらどういう状態で起こるか分かりませんよね。そのときに問題なく発砲できるか。

というのは、以前ありましたよね。北海道でしたか、どこでしたか、猟友会の人が発砲して、何か警察に逮捕されてどうのこうのというような、だから、そういうようなことが、今から準備しておかないと、万が一そういう緊急のことが起こったときに対応できるのかどうか、そういった質問なんですけれども。

○委員長（光島善正） 谷出課長。

○産業観光課長（谷出 智） まさに委員おっしゃるとおりかと思います。

一応、マニュアルのほう、先ほど答弁させていただいたとおりあります。レベル1から4までということで、今現在、猟銃撃っているというところは4に当たるかと思うんですけれども、そのとおりでございまして、9月1日からの部分につきまして、避難誘導であったりとか、撃てる方も、誰でも猟銃免許持っていたら撃てるというものでもありませんので、そういう人たちのリストアップ、このあたりを再度整備していかなあかんというところです。

これはまた京都府とも今連携しているところで、まさに今、ウェブ会議のほうで担当職員のほうが協議しているというところで、今しばらくお時間いただきたいんですけれ

ども、もう間もなくしっかり整備するというふうに考えております。よろしく願いします。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） 最近、被害が非常に大きい、多いということで、それと、先日、ちょっとよう調べていましたら、例えば新潟県のある市では、そういう自治体と警察と一部住民さん、猟友会なんかも含めて、そういう訓練をしている、日頃から。いつでも対応できるようにしているというようなことの発表もありました。

ですので、できたら、そういう京都府さんなんかとの協議の上、マニュアルなんかができたら、そういうような訓練も含めて、いつでも対応できるような状態にしておくということも必要やと思いますんで、そのあたり、よろしく願いしたいと思うんですけども、何かご意見あればお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（光島善正） 檜木補佐。

○産業観光課課長補佐（檜木 忍） まさにご指摘のとおり、マニュアルだけ作成しても、いざ動けないということがあってはなりませんので、シミュレーション、おっしゃるとおり非常に大事かと思います。また、そういう場、持てるような検討をしていきたいと考えております。

○委員長（光島善正） 原田委員。

○委員（原田周一） よろしく願いします。以上です。

○委員長（光島善正） ほかに何かございませんでしょうか。

当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 事務局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正） 当局から何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） 事務局からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正） ないようでございますので、日程第３、その他について終了いたします。

本日は、付託議案５件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事、審査を終了できましたことにお礼申し上げます。

第２四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしておりますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

10月の閉会中の委員会においては、第３四半期の執行状況の報告を願う予定としております。10月22日午前10時から予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時15分

宇治田原町議会委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 光 島 善 正